

31川監第602号
令和元年12月19日

請求人 坂 卷 良 一 様

| | |
|---------|---------|
| 川崎市監査委員 | 寺 岡 章 二 |
| 同 | 植 村 京 子 |
| 同 | 嶋 崎 嘉 夫 |
| 同 | 沼 沢 和 明 |

川崎市職員措置請求について（通知）

令和元年10月31日付け川崎市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

理 由

- 1 本件措置請求は、平成30年度に虹ヶ丘保育園で実施された2件の軽易工事（以下「本件工事」という。）について、随意契約により契約を締結したことが違法であるとし、競争性のある適正な契約金額との差額である損害額を認定し、本件工事の契約を執行した関係職員に対し、その損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求めている。
- 2 法第242条に規定する住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができず、ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。法が監査請求の期間を定めた趣旨は、普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないためと解されている（最高裁判所昭和63年4月22日判決（昭和62年（行ツ）第76号）参照）。

正当な理由の有無は、当該行為が秘密裡にされた場合を含め、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁平成14年9月12日判決（平成10年（行ツ）第69号）参照）。

- 3 請求人は、契約の違法を主張していることから、本件においては、支出負担行為である契約締結日を監査請求期間の起算日とするのが相当であると考えられるところ、本件工事は、平成30年10月22日及び同24日が契約締結日であることから、当該行為があった日から1年以上を経過し、本件措置請求は、監査請求期間を徒過したものと見える。

監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるか否かについて、請求人は、令和元年10月11日に本件工事に係る公文書開示請求を行い、同月15日に開示された本件工事の写真を確認したことで初めて違法な状況を知り得たとし、その日から16日目に監査請求したことを理由として挙げている。

- 4 この点、本件工事の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期

間内に監査請求をしたといえることから、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるものとし、本件措置請求は、所定の要件を具備しているものとして、令和元年10月31日付けで受理することとした。

- 5 しかし、監査の過程において、請求人は、令和元年7月31日にも本件工事に係る公文書開示請求を行い、同年8月13日には市から当該公文書（以下「1回目の開示文書」という。）が開示されていたことが明らかとなった。この点について、請求人は、1回目の開示文書には、市が業者にあてた見積依頼書が含まれておらず、書類の不足があったため、再度の公文書開示請求を行った旨を主張する。

確かに、1回目の開示文書には、本件工事に係る見積依頼書が含まれていなかったことが認められるものの、それ以外の書面はすべて開示書類として受領しており、請求人が「工事写真を確認したことで初めて違法な状況を知り得た」と主張する当該工事写真も含まれていたのであり、開示された予算執行伺書や仕様書等の関係書類を確認すれば、本件工事の態様を十分に知ることができたといわざるを得ない。

したがって、請求人は、1回目の開示文書があれば直ちに監査請求することが可能であったにもかかわらず、監査請求期間内に監査請求をしなかったのであって、本件工事の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたとはいえず、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとは認められない。

- 6 なお、請求人は、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があると認められなかった場合、「法第242条第1項に定める財産の管理を怠る事実があったことを主張する」などとしているが、何をもって財産の管理を怠る事実があったとするのか、何ら主張していない。

仮に、本件工事が違法・無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって、財産の管理を怠る事実があると主張するのであれば、当該監査請求期間は、右請求権の発生原因たる当該行為のあった日または終わった日から1年間とすべきであると解されており（最高裁昭和62年2月20日判決（昭和57年（行ツ）第164号）参照）、いずれにせよ、監査請求期間の徒過は免れない。

- 7 よって、本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。